

介護・障害福祉サービス等事業所向け

育業・介護休業等 両立支援事業補助金



育業や介護休業を 安心して取得できる福祉の職場へ

代替職員の雇用や業務代替手当などを通じて、
育業・介護休業や短時間勤務を利用する職員が
安心して働き続けられる職場づくりを支援します。

代替職員の **雇用** を支援

国の両立支援等助成金と合わせて

35～230 万円

※一人あたり最大

※補助額は雇用期間に応じて変わります。



<申請受付期間>

令和8年

10月16日 金 ～ **2月15日 月**

令和9年

※当日消印有効

申請手続きは、「JGrants（電子申請システム）」での
申請を基本としております。

※やむを得ない事情がある場合のみ、書面による申請も受け付けて
おります。

対象となる事業者

- 1 介護保険法等に基づく介護サービス事業所を
運営する事業者（中小法人のみ）
- 2 障害者総合支援法等に基づく障害福祉
サービス事業所を運営する事業者（中小法人のみ）

対象となる業種

利用者への直接支援や相談支援等の業務に従事する職員

業務を代替する **職員への手当** を支援

国の両立支援等助成金と合わせて

月額
最大 **13.3** 万円

※一人あたり最大



東京都福祉局 育業・介護休業等両立支援事業補助金事務局

コールセンター

0570-200-823

受付時間：平日午前9時から午後6時まで
休業日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

メールアドレス： ikugyo-kaigo-shien@jtb.com

<注意>

補助要件等の詳細は、
公式ホームページや補助要綱等を
必ずご確認ください。

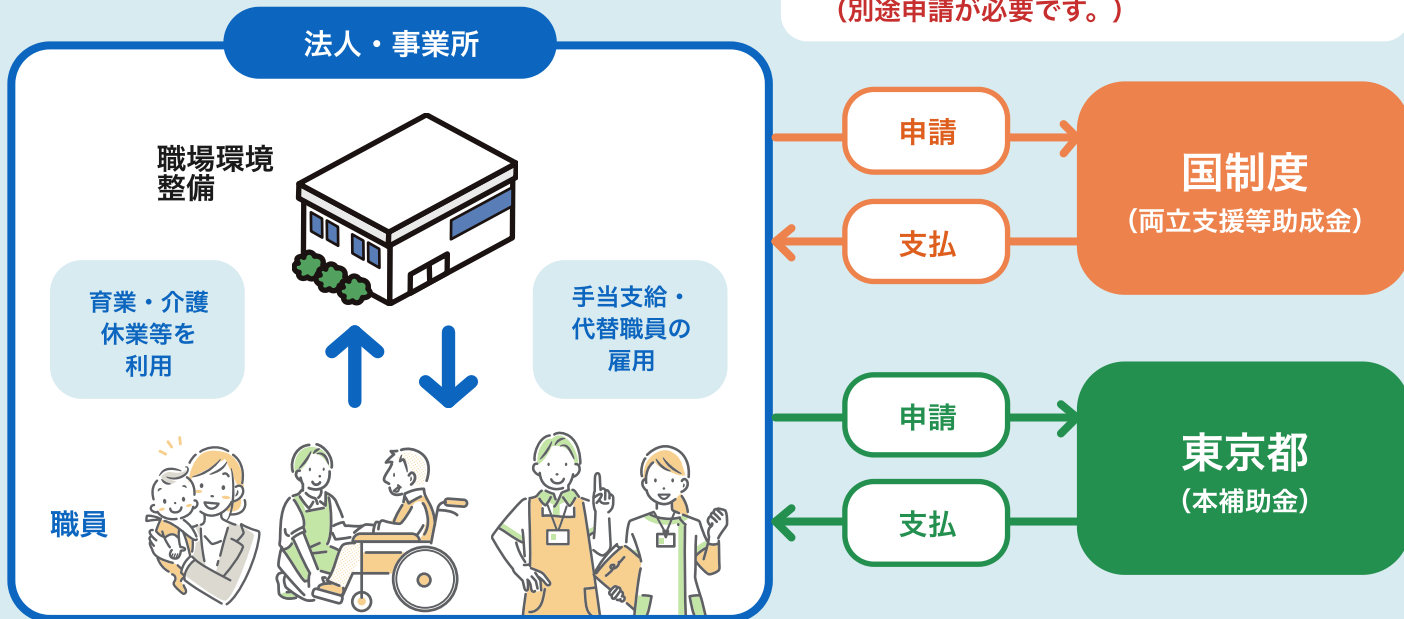


育業・介護休業等両立支援事業補助金
公式ホームページ

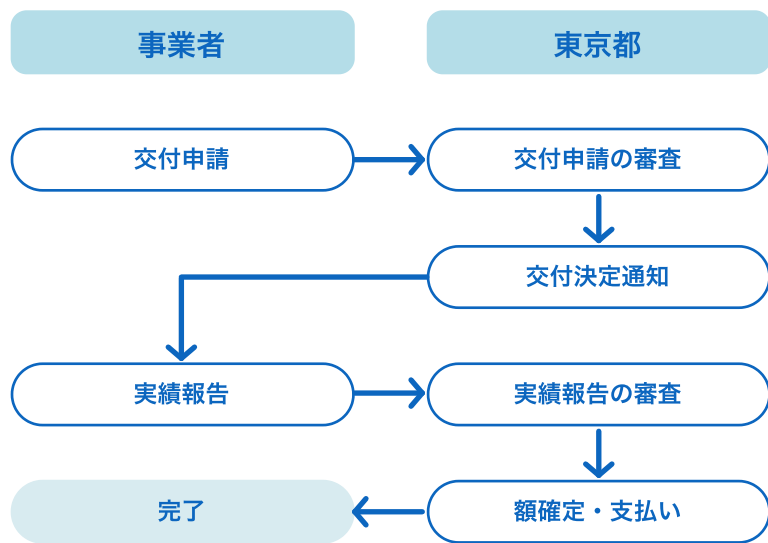
<https://www.ikugyou-kaigo-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp>

補助金の概要

※一部メニューを除き、国の両立支援等助成金の交付決定を受けることが補助の要件となります。
(別途申請が必要です。)



申請から支払までの流れ



※審査において不備や不足書類が確認された場合、
修正又は追加提出をお願いすることがあります。



申請補助

事務局ではコールセンターに加えて、国制度及び都制度の申請に向けたお手伝いをします。
御希望の方は表面記載の事務局へお電話にて御連絡ください。

※支援を受けるには一定の要件があります。
※希望多数の場合には、御希望に沿えない場合があります。

対象となる主な取組

1

代替職員の雇用

育業・介護休業等を取得する職員の業務を補うため、新たに代替職員を雇用する取組を支援します。

2

業務代替手当の支払い

休業取得者の業務を代替する職員に対し、手当を支給する取組を支援します。

3

求人広告費（加算）

①にかかった求人広告費等を10万円を上限として加算補助します。

4

職場環境改善のための取組（加算）

社労士等への相談費用、社内研修の実施等にかかる経費について、事業所毎に1回まで10万円を上限として加算補助します。
※加算補助には一定の要件があります。



東京都

東京都福祉局 育業・介護休業等両立支援事業補助金事務局